

Disclosure & IR

Disclosure Watch

金商法

- コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業
- 非財務情報の潮流と企業開示のあり方について
- 金融商品取引法における発行価額に関する再考察
- 有価証券報告書におけるSDGsの記載状況の開示事例分析
- 臨時報告書の開示事例分析

会計・監査

- COVID-19と代替的業績指標（APM）の開示規制
- 財務諸表監査における自動化されたツール
- Tech×会計×信頼研究が切り拓く会計の未来
- ストック・オプション取引における資本説の起源（後編）

会社法・企業法務

- 内部通報制度の利用促進について
- 取締役報酬の立法経緯と方向性
- 内部通報制度のリノベーション・デザイン
- 2021（令和3）年6月定時株主総会の動向

IR

- サステナブルファイナンス
- 企業の女性活躍推進に対する評価視点
- コーポレートガバナンス・コード等の改訂
- 統合報告がESGに対する市場評価に及ぼす影響
- TOPIX100企業のガバナンス情報分析

取引所

- 市場区分の再編に係る第三次制度改正事項について

その他

- 個人情報の「データ・ポータビリティ権」

コラム

- ESGをめぐる主な法規制
- Disclosure Column

2021（令和3）年6月定時株主総会の動向

株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所 上席研究員 企業内弁護士 六川 浩明
 （前東海大学法科大学院教授）
 （東京都立産業技術大学院大学講師）

第1 集中日

2021年における3月期決算会社の定時株主総会の最集中日は、6月29日火曜日であった。

3月期決算会社の定時株主総会開催日の集中度は1995年をピークに低下しており、コーポレートガバナンス・コードの制定（2015年6月）後は、一段と低い水準で推移している。

最近3年間をみると、2019年6月は30.9%、2020年6月は32.8%、2021年6月は27.3%であった（注1）。

第2 早期の招集通知発送

招集通知を定時株主総会の3週間以上前に発送する会社の割合は、最近3年間をみると、2019年6月は23.3%、2020年6月は17.9%、2021年6月は23.3%であった（注1）。昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う決算作業等の遅延を受け一時的な取組みの後退が見られたが、本年は高い水準となった。

第3 早期のWEB開示

招集通知を定時株主総会の3週間以上前にウェブサイトにて電子的公表した会社の割合は、最近3年間をみると、2019年6月は69.1%、2020年6月は65.6%、2021年6月は71.5%であった（注1）。昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う決算作業等の遅延を受け一時的な取組みの後退が見られたが、本年は高い水準となった。

第4 改正会社法・・・電子提供措置（施行予定日は2023年6月初旬まで）

1 令和元年12月における会社法改正により、2022年以降（施行予定日は2023年6月初旬まで）において、「電子提供措置」（改正会社法325条の2～325条の7、改正会社法施行規則95条の2～95条の4、改正会社計算規則134条3項）が開始されることとなる。

これにより、各上場会社は、株主総会参考書

類、議決権行使書面、計算書類・事業報告、連結計算書類、連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告、の内容である情報について、インターネット上のウェブサイトに表示する措置をとれば、各株主の承諾がなくとも、各株主に対してこれらを交付する必要がなくなる制度である。

書面ではなくインターネットを利用した情報提供がなされることによって、各上場会社は書面の印刷・郵送等に要する費用を節減することができ、株主は、書面による場合よりも早期に充実した内容の情報の提供を受けることができるメリットがある（注2）。

2 電子提供を開始する日は、「株主総会日の3週間前の日」となる（改正会社法325条の3）。この点、金融商品取引所の規則において、株主総会日より3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要があるとの附帯決議が付されている。

3 従来よりも1週間以上早く対応しなければならないが、現在、各上場会社の招集通知は株主総会日の3週間前には校了しているのが通常であるから、スケジュールがタイトになるとはいえないと思料される。

4 なお、個別の株主が、書面交付請求をするときは、株主総会参考資料等を書面で交付する必要がある（改正会社法325条の5）。

5 現在、株主総会参考資料の電磁的方法による提供制度（会社法299条3項）が存在しているが、「株主の承諾を得て」（会社法299条3項）、行う必要がある。現在、上場会社では、この制度の利用は極めて少ない（注3）。

加えて、現在、株主総会参考資料記載事項のうち一部事項に関するWEB開示制度が存在しており（会社法施行規則94条）、現在、注記表をWEB開示する例が多い。これは、株主の個別の

承諾がなくても行えるものの、その対象には制限が存在しており、典型的に株主の関心が高いと考えられる事項等について行うことができない(会社法施行規則133条3項本文に「次に掲げるものを除く」とあり、同項1号1号にWEB開示の適用除外が定められている)(注4)。

6 これら2つの既存の制度には限界があることから、2022年以降において電子提供措置(施行予定日は2023年6月初旬まで)が開始されることとなる。

第5 議決権の電子的行使

2021(令和3)年6月定時株主総会において、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームを利用する市場第一部上場会社は62.5%(前年比+9.6ポイント)である。また、個人投資家向けにインターネットによる議決権行使を可能とする上場会社は、全上場会社の66.3%である(注5)。

東証の改訂「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日改訂)では、「特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。」(補充原則1-2④)とされており、プライム市場上場会社においてさらに議決権電子行使プラットフォームの利用が進むことが見込まれる。

第6 英文招集通知の提供状況

2021(令和3)年6月定時株主総会において、招集通知本文及び株主総会参考書類の英訳を提供する市場第一部上場会社は、65.7%(前年比+8.3ポイント)である。事業報告及び計算書類を含む全ての書類の英訳を提供する市場第一部上場会社は17.6%である(注6)。

東証の改訂「コーポレートガバナンス・コード」(2011年6月11日改訂)では、「特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。」(補充原則3-1②)とされており、プライム市場上場会社においてさらに英文招集通知の開示・提供が進むことが見込まれる。

第7 場所の定めのない株主総会(いわゆるオンライン総会、バーチャル総会)(1)

1 2021(令和3)年6月定時株主総会において、オンライン株主総会の実施企業は320社に上り、

2020年3月期の122社から約2.5倍に増加した。

そのうち、「リアル総会+バーチャル総会(参加型・・・審議等を確認・傍聴することができるもの)」が306社であり、「リアル総会+バーチャル総会(出席型・・・議決権行使や質問等ができるものを出席型)」が14社であった。

2 2021年6月の定時株主総会では、2021年6月16日に施行された産業競争力強化法改正法に基づき、10社(三井住友フィナンシャルグループ、Zホールディングス、武田薬品工業など)が、完全オンライン総会の実施を可能にする定款変更議案が可決された。

第8 場所の定めのない株主総会(2)

・・・産業競争力強化法改正法

一 会社法上、株主総会を開催するには株主総会の「場所」を定めなければならないとされているため(会社法298条1項1号)、バーチャル総会の併用の有無にかかわらず、少なくともリアル総会を実施しなければならないと解されている。

二 しかし、2021年6月16日「産業競争力強化法」改正法が成立し、同法第66条に「場所の定めのない株主総会等の活用」という、いわゆるバーチャルオンリー総会を開催することを可能とする規定が新設された。

即ち、「金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、株主総会を、場所の定めのない株主総会とすることが、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を、場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。」

三 2021年6月16日「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」第1条によれば、経済産業省令・法務省令で定める要件は、次のとおりである。

- 1 上場会社であること。
- 2 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信方法に関する事務の責任者を置いていること。

3 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信方法に係る障害に關する対策についての方針を定めていること。

4 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信方法として、インターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針を定めていること。

5 株主が100名以上であること。

四 「場所の定めのない株主総会」(産業競争力強化法66条)を実施しようとする上場会社は、「場所の定めのない株主総会に係る確認申請書」(産業競争強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令 様式第一)を経済産業大臣及び法務大臣に提出して、確認書を取得し、産業競争強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令3条に定める内容を取締役会において決議し(「場所」に代えて「場所の定めのない株主総会とする旨」、通信方法等)、同省令4条に定める内容を株主総会招集通知に記載することとなる。そして、株主総会議事録には、議事における情報の送受信に用いた通信の方法を記載することとなる(同省令5条)。

五 東証の改訂「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日改訂)には、「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャル総会)に關する定めは存在していない。

しかし、金融庁の改訂「投資家と企業の対話ガイドライン」(2021年6月11日改訂)の「4カバナンス上の個別課題」における「4-1-4」において、「株主の出席・参加機会の確保等の観点からバーチャル方式により株主総会を開催する場合には、株主の利益の確保に配慮し、その運営に当たり透明性・公正性が確保されるよう、適切な対応を行っているか。」と規定されている。

第9 ISS 2021年版日本向け議決権行使助言基準 (2021年2月)

1 監査役設置会社における社外取締役の割合

監査役設置会社においても、2022年2月より、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社と同様に、株主総会後の取締役会に占める社外取締役の割合が、3分の1以上であることを求める。

2 政策保有株式保有基準 (2022年2月導入

予定)

政策保有株式の過度な保有が認められる企業(政策保有株式の保有額が純資産の20%以上の場合)は、経営トップである取締役に対して反対を推奨する基準を2022年2月から導入する。具体的には、「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の貸借対照表計上額が純資産の20%以上の場合、経営トップである取締役に反対を推奨する。

第10 株主提案等

1 2021年1月から6月上場会社株主総会において、株主提案を受けた上場会社は62社であった。このうち、いわゆるアクティビストから提案を受けた会社は23社であり、2020年の1年間における26社に迫っている。アクティビストによる株主提案の議案数は2021年5月末時点で64議案となり、2020年の1年間における60議案を超えている。

かつては目先の利益ばかり追求すると批判されていたアクティビストは、企業の中長期的かつ持続的な成長の観点から株主提案をするようになっており、2021年1月~6月には気候変動対策の強化を求める提案が目立った(注7)。

2 2021年6月の定時株主総会では、48社において、株主提案が出ている。過去最多であった昨年により7社減少した。

株主提案162件のうち、持ち合い株式売却などが108件、株主への増配などが17件であった。気候変更などのESG関連や、資本効率に関する提案も目立った。

3 当該48社のうち、天馬社において、株主提案が可決された(注8)。

4 2021年6月における三菱UFJフィナンシャル・グループ社の定時株主総会では、環境団体の気候ネットワーク(京都市)など4団体が提案した、パリ協定に沿った経営戦略の開示を求める株主提案が、賛成率23%であったが、否決された。2020年におけるみずほフィナンシャルグループ社の定時株主総会においては、同様の株主提案が34%の賛成を得ていた。

5 その他、住友商事、東洋製罐グループHD、関西電力に対しても、気候変動対策に係る3株主提案が出された。

第11 個人株主

2021年3月末での個人株主数は、1年前から308万人増加し、延べ5,981万人となった。20代以下の口座数は4割増加し、30代の口座数は2割増加した。一方、60代以降の世代の口座数は6%の増加にとどまっている（注9）。

第12 おみやげ廃止

2021年6月における定時株主総会を開催した上場会社のうち、おみやげを廃止した会社は、3分の2に相当する1,563社であった。

第13 事前質問の増加

2021年6月における定時株主総会に来場しない株主からの事前質問が倍増した（注10）。

第14 東芝における定時株主総会

東芝の株主のうち海外株主比率が約50%であるところ、同社は2021年6月に開催した定時株主総会で、当初、取締役選任議案として13名の候補者を用意していた。しかし、2021年6月13日に取締役会を開催し、太田氏及び山内氏を、取締役候補者から取り下げた。その結果、取締役候補者は11名となった。

同年6月10日、外部弁護士による調査報告書は、東芝と経済産業省が株主側に圧力をかけていたと指摘した。同年6月14日、ISSが、永山氏と小林氏の再任に反対することを推奨するレポートを公表した。同年6月25日に開催された、同社の定時株主総会では、永山氏の賛成率が43.74%小林氏の賛成率が25.32%となり、且つ、永山氏らに請われて取締役候補者を引き受けたオルコット氏が同日に辞任した。

そこで、結果として、8名の取締役が選任されることとなった。8名のうち、東芝出身者は2名であり、その他の6名は社外取締役であるが、当該6名のうち4名は海外投資ファンド株主から送り込まれている方々である。

東芝は、今秋、臨時株主総会を開催し、新たな取締役選任案を提出する意向であると報道されている（注11）。

第15 Corporate Sustainability

一 東証の改訂「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日改訂）における「原則2-3」「補充原則2-3①」「補充原則3-1③」「補充原則4-2②」、並びに、金融庁の改訂「投資家と企業の対話ガイドライン」（2021年6月

11日改訂）における「1-3」に、サステナビリティという用語が登場している。東証の改訂「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日改訂）「基本原則2」における考え方によれば、サステナビリティは、ESG要素を含む中長期的な持続可能性を意味するとされ、各上場会社の重要な経営課題であると説明されている。

二 旧約聖書

Sustainabilityを構成するsustainは、旧約聖書において、例えば次のとおり、神が人々を「支える」言葉として使用されている。

「I lay down and slept; I awoke, for the LORD sustained me.」（私は、身を横たえて眠り、目覚めます。主が私を支えておられるから。）（詩編3-4）。

「Cast your burdens on the LORD, and he will sustain you; he will never permit the righteous to be moved」（あなたの重荷を主に委ねよ。この方はあなたを支え、正しき人を揺るがせることはしない）（詩編55-22）。

「The LORD watches over the foreigner and sustains the fatherless and the widow, but he frustrates the ways of the wicked」（主は、寄留の者を守り、孤児や未亡人を支える。しかし、悪しき者の道は滅びに至らせる）（詩編146-9）。

「The LORD sustains the humble but casts the wicked to the ground」（主は苦しむ人々を支え、悪しき者らを地に倒す）（詩編147-6）。

三 医学

医学の分野では、例えば、Life-sustaining treatmentは、生命維持治療と訳されている。

四 国際連合等

1 Socially Responsible Investment (SRI 社会的責任投資) (1920年代)

環境や人権に配慮する投資は、Socially Responsible Investment (SRI 社会的責任投資) と称されてきた。このSRIは、1920年代に、米国のキリスト教会の資産運用の際、アルコールなど教義にはずれる事業を投資対象から排除したことから始まる。その後、反戦や公民権運動など社会運動の一環として、株主行動として、企業に対して社会的な対応を求めるようになった。つまり、SRIは、投資リターンではなく、投

資家の宗教的社会的価値観を反映させた投資と理解されてきた。

2 Sustainable Development (1984年)

1984年、国連のなかにWorld Commission on Environment and Development (環境と開発に関する世界委員会：Gro Harlem Brundtland (ブルントラント) 委員長(注12)が設置され、1987年に公表された「Report of the World Commission on Environment and Development: Our Common Future」において、Sustainable Developmentという概念が提唱された。

3 International Corporate Governance Network (ICGN 国際コーポレートガバナンスネットワーク) 発足 (1995年)

1994年にWashington DCで国際ランドテーブル・ミーティングが開催され、本部をイギリスのロンドンに設置して、1995年にイギリス保険協会 (Association of British Insurers) やカリフォルニア州の公務員による公的年金基金 CalPERS (The California Public Employees' Retirement System/カルパース/カリフォルニア州職員退職年金基金) などの英米の投資家を中心に設立された、コーポレート・ガバナンスに関する意見や情報の国際的な交換を目的に設立された民間組織。2020年には、ICGNに参加している機関投資家の運用資産総額は26兆米ドル、45か国が参加している。

4 京都議定書 (Kyoto Protocol) (1997年)

第3回気候変動枠組条約締約国会議 (地球温暖化防止京都会議、COP3) で、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書 (英: Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change) が採択され、2005年に発効した。

5 Global Compact (2000年)

Kofi Annan事務総長 (注13) は、Global Compactを、1999年の世界経済フォーラム (ダボス会議) で表明し、2000年7月に国連本部で正式に発足した。

現在、世界約160カ国で1万3,000を超える団体 (そのうち企業が約8,300) が署名し、「人権」・「労働」・「環境」・「腐敗防止」の4分野・10原則を軸に活動を展開している。

Global Compactは最大のcorporate sustainability initiativeといわれている (注14)。

6 Millennium Development Goals (MDGs) (2000年)

2000年に開催された国連総会において Millennium Development Goalsが採択され、2015年までに達成すべき8つのゴールと21のターゲットが決議された。

7 Principles for Responsible Investment

(PRI 国連責任投資原則) (2006年)・・・

Environmental, Social, Governance

(1) 責任投資原則 (Principles for Responsible Investment: PRI) は、2006年、Kofi Annan事務総長が金融業界に対して提唱したイニシアティブであり、機関投資家の意思決定プロセスにESG課題 (Environment, Social and Governance; 環境/社会/企業統治) を受託者責任の範囲内で反映させるべきとし、世界共通のガイドライン的な性格を持つ。PRIは、ESG投資の世界的なプラットフォームである。

2008年のリーマン・ショック以降、欧米では投資家の関心が短期的経営指標から長期的経営指標に変化したことからESG投資への関心が広まった。

署名するのは、GPIFをはじめとした年金基金などの資産所有者、その運用を手掛ける運用機関とサービス提供機関であり、署名機関は、投資プロセスにおいて財務情報に加えて、環境 (E)、社会 (S)、コーポレート・ガバナンス (G) を考慮することなどが求められる。

(2) 責任投資原則は次の6の原則からなり、35の行動が示されている。

- ① We will incorporate ESG issues into investment analysis and decision-making processes. (ESG課題に配慮した投資分析・意思決定をすること)
- ② We will be active owners and incorporate ESG issues into our ownership policies and practices. (ESG課題に配慮した資産保有者となること)
- ③ We will seek appropriate disclosure on ESG issues by the entities in which we invest. (投資先に対してESG課題への取組

状況の開示を要求すること)

- ④ We will promote acceptance and implementation of the Principles within the investment industry. (機関投資家などの資産運用業界が責任投資原則を受け入れ、実行されるよう働きかけること)
- ⑤ We will work together to enhance our effectiveness in implementing the Principles. (責任投資原則に基づく投資効果を高めるために相互に作業し協力すること)
- ⑥ We will each report on our activities and progress towards implementing the Principles. (責任投資原則の実行に関する活動状況や進捗状況を報告すること)

(3) Kofi Annan事務総長(注13)は、2006年4月27日、NY証券取引所で、The Principles for Responsible Investment(国連責任投資原則)を立ち上げたことについてのスピーチを行い(注15)、“These Principles grew out of the understanding that while finance fuels the global economy, investment decision-making does not sufficiently reflect environmental, social and corporate governance considerations -- or put another way, the tenets of sustainable development”, “Developed by leading institutional investors, the Principles provide a framework for achieving better long-term investment returns and more sustainable markets. I invite institutional investors and their financial partners everywhere to adopt these Principles.”と述べた。

(4) 以前から、環境や人権に配慮する投資は、Socially Responsible Investment(SRI 社会的責任投資)と称されてきた。このSRIは、1920年代に米国のキリスト教会の資産運用の際アルコールなど教義にはずれる事業を投資対象から排除したことから始まる。その後、反戦や公民権運動など社会運動の一環として、株主行動として企業に社会的な対応を求めるようになった。つまり、SRIとは投資リターンではなく、投資家の宗教的社会的価値観を反映させた投資と理解されてきた。

(5) これに対しESG投資は、投資パフォーマンスを上げる手段としてESG要因を考慮するものである。日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が2015年にPRI(国連責任投資原則)に署名した理由を、「投資先企業におけるESG(環境・社会・ガバナンス)を適切に考慮することは・・・『被保険者のために中長期的な投資リターンの拡大を図る』ための基礎となる『企業価値の向上や持続的成長』に資するものと考える」としている。

8 ISO 26000 (2010年)

ISO(国際標準化機構)は、2010年、「ISO 26000: Social Responsibility」(組織の社会的責任に関する国際規格)を策定した。これは、99ヶ国が参加して作成され、国や地域、組織規模に関係なく、あらゆる組織で自主的に活用されるよう作られた手引きである。取り扱うテーマは、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参加及びコミュニティの発展の7つとされている。

9 Sustainable Development Goals (SDGs) (2015年)

(1) 2015年にMillennium Development Goals(MDGs)が終了すると、さらに広範な、Sustainable Development Goals(SDGs)が国連で採択された。

これは、2030年までに達成すべき目標として2015年に国連サミットで採択された国際的な指標である。

貧困や男女格差、環境汚染といった地球規模の様々な問題について、「17のゴール」と「169のターゲット」が設定された。

MDGsは発展途上国や新興国の課題が多く含まれていたが、SDGsは先進国の課題をも網羅し、corporate sustainabilityという概念を導入し、民間企業の取り組みを求めることとしたものである。

(2) SDGsにおける17のゴールは次のとおりである。

①No Poverty、②Zero Hunger、③Good Health and Well-being、④Quality education、⑤Gender equality、⑥Clean Water and Sanitation、⑦Affordable and clean energy、⑧Decent work and economic

growth、⑨Industry, Innovation and Infrastructure、⑩Reduced inequality、⑪Sustainable cities and communities、⑫Responsible consumption and production、⑬Climate action、⑭Life below water、⑮Life on land、⑯Peace, justice and strong institutions、⑰Partnership for the goals.

10 SDG Compass (The Guide for business action on the SDGs) (2015年)

(1) 2015年、国連は、各企業がsustainabilityを事業戦略の中心に据えるため、SDG Compass (The Guide for business action on the SDGs) を公表した。

(2) SDG Compassの目的は、次のとおりである。

- (ア) Identifying future business opportunities (将来のビジネスチャンスの見極め)
 - (イ) Enhancing the value of corporate sustainability (corporate sustainabilityの価値の向上)
 - (ウ) Strengthening stakeholder relations and keeping the pace with policy developments (ステークホルダーとの関係の強化、新たな政策展開との同調)
 - (エ) Stabilizing societies and markets (社会と市場の安定化)
 - (オ) Using common language and shared purpose (共通言語の使用と目的の共有)
- (3) SDG Compassの構成は、次のとおりである。
- (ア) Understanding the SDGs (SDGsを理解する)
 - (イ) Defining priorities (優先課題を決定する)
 - (ウ) Setting goals (目標を設定する)
 - (エ) Integrating (経営へ統合する)
 - (オ) Reporting and communication (報告とコミュニケーションを行う)

11 パリ協定 (Paris Agreement) (2015年)

2015年、パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択された。この合意により、京都議定書の成立以降長らく日本政府が主張してきた「全ての国による取組」が実現した。

SDGsのゴール13は「気候変動及びその影響

を軽減するための緊急対策を講じる。」とされている。

12 GPIF PRI (国連責任投資原則) に署名 (2015年)

年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が、ESG投資の世界的なプラットフォームであるPRI (国連投資原則) に署名した。

13 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) による報告書 (2017年)

金融安定理事会 (FSB、Financial Stability Board) は、1999年 (平成11年) に設立された金融安定化フォーラム (FSF、Financial Stability Forum) を前身とし、FSFを強化・拡大するかたちで2009年 (平成21年) 4月に設立された。

金融安定理事会 (FSB) は、2015年12月、Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD: 気候関連財務情報開示タスクフォース) を設立した。TCFDは、2017年、Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures という報告書を公表し、財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨している。企業が気候変動のリスク・機会を認識し経営戦略に織り込むことは、ESG投融資を行う機関投資家・金融機関が重視しており、TCFDの報告書においても、その重要性が言及されている。

14 経団連 企業行動憲章の改定 (2010年、2017年)

日本の経団連は、2010年に公表された「ISO 26000: Social Responsibility」(組織の社会的責任に関する国際規格) に基づき、2010年に企業行動憲章を改定した。

そして、日本の経団連は、2015年に公表されたSustainable Development Goals (SDGs) に基づき、2017年に企業行動憲章を改定した。

経団連は、狩猟社会 (Society 1.0) → 農耕社会 (Society 2.0) → 工業社会 (Society 3.0) → 情報社会 (Society 4.0) → 超スマート社会 (人の暮らしや社会全体が最適化された未来社会) (Society 5.0) へと発展しているSociety 5.0は、持続的な経済成長と、健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、人やジェンダーの平等などの社会的課題の解決を

同時に実現した、真に持続可能な社会であり、まさに国連が掲げるSDGsが目指す「誰一人取り残されない」人間中心の社会と軌を一にしている、と述べている（企業行動憲章6頁）。

15 ICGN Human Capital Management 報告書（2018年）

ICGN（国際コーポレートガバナンスネットワーク）は、2018年10月、ICGN Viewpoint Human Capital Managementという文書を公表した。

16 経団連 ICGNと覚書を締結（2019年）

経団連は、2019年、ICGN（国際コーポレートガバナンスネットワーク）と、日本におけるコーポレートガバナンスの強化や建設的対話の促進に向けた協力・連携に関する覚書を締結した。

17 米国SEC Human Capitalの開示（2020年）

米国SECは、2020年8月、Regulation S-K（非財務情報の開示基準）を改訂し、米国の上場会社に対し、the company's human capital resourcesについての開示を求めようになった。

18 経済産業省 持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会 報告書（2020年9月）

経済産業省は、2020年9月、「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会 報告書」を公表し、持続的な企業価値の向上における人的資本（human capital）の重要性について述べている。

19 経済産業省 セミナー（2021年3月）

経済産業省は、2021年3月、ICGN（国際コーポレートガバナンスネットワーク）と協働で、東京都内で、Human Capital Management that Creates Sustainable Corporate Value（持続的企業価値を創造する人的資本経営）というセミナーを、開催した。

20 金融庁での会議（2021年3月）

金融庁で2021年3月31日に実施された、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第26回）において、コーポレートガバナンス改訂版がほぼ確定した。

このとき、ICGN（国際コーポレートガバナンスネットワーク）が、英文及び日本語で文書を配布したが、それらの文書において、

Sustainability reporting extends to all intangible drivers that impact company performance and long-term value creation, such as human capital and natural capital – as well as financial capital（サステナビリティに関する開示には、金融資本・人的資本・自然資本など、企業のパフォーマンスや長期的な価値創造に影響を与えるすべての無形の推進要因が含まれる）と述べている。

21 EU Corporate Sustainability Reporting Directive（CSRD）案の公表

EUは、2021年4月21日、EU Taxonomy Climate Delegated Act（EUタクソノミー気候委任法）及びCorporate Sustainability Reporting Directive（CSRD：Corporate Sustainability 報告指令）案を、採択した。

後者は、サステナビリティ報告を、財務報告と同等にするための一連のルールを策定することを目的とし、EU域内の全ての上場会社と大企業である合計5万社が適用対象となる。今後、EU理事会と欧州議会がこのCorporate Sustainability Reporting Directive（CSRD：Corporate Sustainability 報告指令）案を審議する予定であり、2024年（2023年会計年度分）からこの新たな開示基準による開示が求められる予定である。

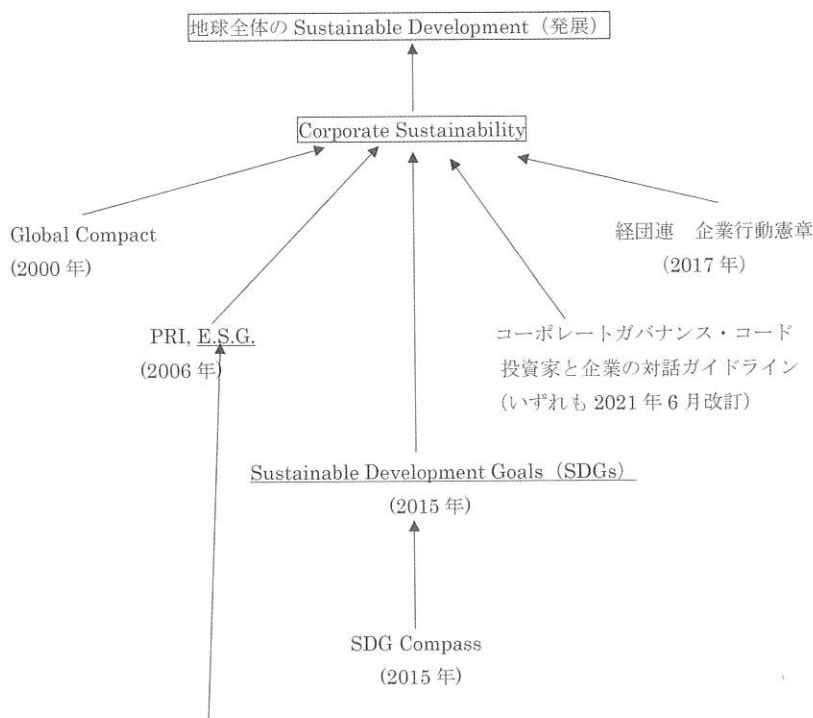
22 「コーポレートガバナンス・コード」改訂版と、「投資家と企業の対話ガイドライン」改訂版の公表（2021年6月）

2021年6月11日、東証は「コーポレートガバナンス・コード」改訂版を公表し、金融庁は「投資家と企業の対話ガイドライン」改訂版を公表した。

23 有価証券報告書への気候変動リスクの開示

金融庁は、2021年7月、日本の上場会社の有価証券報告書に、気候変動リスクの開示を義務付ける検討を開始した。早ければ、2022年3月期から記載を求める可能性がある（注17）。

五 日本の上場会社をめぐるCorporate Sustainabilityの概ねの枠組みは、現状では、次のように整理できるように思料される。



現在、ESG情報の開示基準が乱立しており、今後、IFRS財団が中心となって、世界共通の基準作りと報道されているが、気候変動リスクの開示についてはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みが基盤となる予定である（2021年7月に開催されたG20財務相・中央銀行総裁会議）。

- (注1) 東京証券取引所「3月期決算会社 株主総会情報」（2021年6月13日）
- (注2) 江頭教授「株式会社法 第8版」（商事法務、2021年）325頁
- (注3) 竹林他「令和元年改正会社法の解説I」（旬刊商事法務2222号（2020年）5頁
- (注4) 別冊商事商務編集部編「令和元年改正会社法③」（商事法務、2021年5月）40頁
- (注5) 東京証券取引所「2021年3月期決算会社の定時株主総会の動向について」（2021年4月26日）5頁
- (注6) 東京証券取引所「2021年3月期決算会社の定時株主総会の動向について」（2021年4月26日）6頁
- (注7) 産経新聞朝刊2021年6月30日
- (注8) 朝日新聞朝刊2021年6月30日
- (注9) 日本経済新聞朝刊2021年7月8日8面
- (注10) 朝日新聞朝刊2021年6月29日7面
- (注11) 読売新聞朝刊2021年7月8日8面
- (注12) Brundtland（ブルントラント、女性）は、ノルウェー首相を務め（1981, 1986-89, and 1990-96）、その後World Health Organizationの事務総長を務めた（1998 to 2003）。
- (注13) Kofi Annan（アフリカのガーナ国出身、1938年～2018年）は1962年に国際連合に一般職員として入社し、1997年に史上初めて国連一般職員のなかから事務総長に選任され、1997年から2006年まで事務総長を務めた。2001年には、国際連合とともに、ノーベル平和賞を受賞した。

- (注14) Rafael Sarda and Stefano Pogutz, Corporate Sustainability in the 21st Century, (London, Routledge 2019)p.25。
- (注15) NY証券取引所のWikipedia（英文）に、Notable Bell Ringersとして、2006年4月にKofi Annan事務総長が国連責任投資原則をスピーチしたことが言及されている。
- (注16) 英国の国会議事堂の床には旧約聖書「詩編」127-1がラテン語で彫られている。同時多発テロ事件から10年後の2011年9月11日、オバマ大統領は式典において旧約聖書「詩編」46篇の全文を読み上げてスピーチをした。
- (注17) 日本経済新聞朝刊2021年7月26日 1面